



事務所通信

Progress ~ 進歩

一期一会

平成30年3月号 (広告)
2018年3月発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅 孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第130号
発行担当者: 岡本 清美

昼の太陽にふわりと春の日差しを感じる頃となりました。我家のプランタの苺苗にもひとつ白い可愛い花が咲きました。目には見えませんが、春はすぐそこに来ているのかもしれない。とは言うもののまだ寒い日が多く、体調管理にはお気をつけ下さいませ。さて今月のメインは、仮想通貨です。私にとってはまだ信頼できにくいものにしか思えないのですが、将来的に仮想通貨は経済活動の中心となるかもしれないということですので、基礎の基礎仮想通貨とは何物なのかを調べてみました。

今月のテーマ：仮想通貨



* 仮想通貨とは・・・
「実物のないお金」で、主にインターネット上に存在している通貨のことです。それに対して、私達が日頃使っている「実物のあるお金」が法定通貨です。この二つの違いは、次のようになります。

法定通貨		仮想通貨
国が保証	価値	公的保証なし 管理組織が存在せず、#ブロックチェーン等のシステムへの信頼性や知名度により参加者全員で取引を管理している。
どこでも使用可	支払等	使用する人の間で使用可 仮想通貨を使っている人と仮想通貨を使いたい人の間のみで使用可
紙幣・硬貨	かたち	電子データ

ブロックチェーンとは・・・仮想通貨のデータが記録されている「台帳」で、参加者全員がこのデータを共有することによって改ざんなどの不正をなくし、信頼が付与されるシステム

* 仮想通貨の種類・・・
仮想通貨は、1500種類以上あるといわれていますが、日本の仮想通貨取引所に上場しているものは、全部で14種類です。もちろん日本以外の国の取引所でその他の仮想通貨を手に入れることは可能ですが、詐欺コインや脆弱性のあるコインも多いので、取引所の上場に金融庁の許可が必要な国内で取引が一番安全ということになります。14種類のなかで最も知られているのは、世界で一番初めに作られた仮想通貨 ビットコインでしょう。その他にも、イーサリアム・リップル・ネムなどがあります。

* 仮想通貨を使う目的は・・・
1 決済
仮想通貨は、インターネット上にお金をもつことで、同じ仮想通貨同士なら海外との取引も手数料があまりかからず、国ごとに貨幣価値も変わらない世界共通のお金として使用することができます。もともと国際取引において為替の決済には銀行が介在し、手続きも大変だったものを簡単にするために考えられたものなので、インターネット環境があれば世界中の誰にでもダイレクトに送金が可能となります。また、仮想通貨での支払いが可能なお店などの決済にも使用されています。

2 投機
決済の利便性に関心をもった人が増えてくると、仮想通貨を求める人が増えてきます。すると需要と供給の関係で仮想通貨の価値が上昇し、利鞘を得る人が増えます。たとえば、ビットコインの価値は最初1円を下回る価値しかなかったものが、4年後には1000万を超える価値となっていました。これに多くの人が期待し、投機目的で多額のお金を仮想通貨につき込むこととなり、本来の目的よりも今はこちらに注目が集まっています。



* なぜこれほどまでに仮想通貨に多額の投資をするのか・・・
1 少額から投資でき、ローリスクハイリターンを狙える
値動きが激しいので、少ない投資額でも価値の上り幅が大きく、短期的に利鞘をえることができる
2 発行上限があり、将来的に希少価値が生まれやすい
仮想通貨のほとんどには発行上限が設定されており、通常の法定通貨のように過発行によるインフレでの価値の下落がなく、希少価値が見いだせる。
3 値動きが激しい
一日のうちでも何度も価格変動が起きているので、短期投資に向いている。もちろん逆に損もあります。

* 仮想通貨のリスク・・・
1 相場変動リスク・仮想通貨は独自に価格を形成するため、日本円に対し価格が変動します。変動率は円/ドルFXの10倍とも言われ、値下がりの時には、リスクも発生します。
2 取引取消のリスク・仮想通貨は送金を仮に間違えたとしてもシステム上取り消すことはできません。仮想通貨の送金ミスは自己責任です。
3 取引履歴公開のリスク・仮想通貨の取引履歴は全て全世界に向けて公開されているので、可能性は低くとも理論的には個人を特定することが可能です。「同じアドレスはしないこと」が推奨されています。
4 ウォレット管理リスク・ネットで接続されたウォレットは、ハッキングを受けた場合には盗難リスクがあります。
5 取引所破綻のリスク・仮想通貨取引は「取引所」で行われます。万が一取引所が破綻した場合は、銀行と異なり基本的には保証はしてくれません。
仮想通貨は、ネット上にしか存在しないため、取引所の選択、情報収集は自己責任においてしっかりとして下さい。

日本においては、法定通貨の信頼性が高く、仮想通貨に不安を感じるの方が多いようですが、海外には自国の情勢に不安を感じたり、取引の決済をするためにわざわざ遠くまで行かなければならない場合もあるようです。そんな時にはスマートフォンから決済出来たり、自分のお金の価値が世界共通の価値で守られたりする仮想通貨はとても便利なものであるといえるのかもしれない。

最後に、仮想通貨にも税金がかかります。仮想通貨を売却したり、商品購入の決済に使ったり、仮想通貨同士を交換したときに利益から必要経費を引いた額が所得となり、総合課税の雑所得で申告します。給与所得者は、給与以外の所得が20万円を超えると確定申告が必要となります。おこころ当たりの方は、3月15日までに申告をお忘れなく！

元帳のひとりごと

私は元帳です。決算が終わった時に申告書の控えと一緒に社長様のもとに渡される決算書類のひとつです。私の中に記載されているのは、一年間の各勘定科目の取引ひとつひとつが日付順に、内容・金額と共に記録されています。
社長。決算終了後 私を開いて下さることはありますか。一年 社長が経営判断をし、会社の大切なお金を使った内容はご存知でしょうか。私の1ページ、1ページをもう一度よく見て下さい。増減がなく前年と同じだからまあ大丈夫だろう。本当にそうでしょうか。もしかすると同じ数字の中身は、売上(収入)を上げるためにに遣われていない、または、遣わなくてもよかったものが含まれてはいませんか。利益が出なかった、来期はもっと利益を出せるよう計画を練り直そう！ そう思ったときは、私を見直して下さい。
私は、社長のお役に立ちたいといつも思っています。



棚のなか、箱の中に入れる前に、一度みてやって下さい。きっと何かが見つかるはずです。

< Visionのご案内 >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー: Vision
今月の開催日は3月22日(木)です。
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
3月 22日(木)	1・2・3・4月決算法人・個人事業主様	3月16日(金)
4月 12日(木)	2・3・4・5月決算法人様	4月 6日(金)
5月 17日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月11日(金)

< 3月のカレンダー >

12	12	*2月分源泉所得税・住民税の納付期限
		*所得税の確定申告期限及び納付期限(振替納税は4月20日)
15	木	*贈与税の確定申告期限及び納付期限
		*個人の青色申告の承認申請書提出期限
		*個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税申告期限)
22	木	*経営計画作成セミナー: Vision
		*1月決算法人の申告・納付期限
		*7月決算法人の中間申告・納付期限
31	土	*個人事業者の消費税確定申告及び納付期限(振替納税は4月25日)
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の4・10月決算法人)

* 31日は土曜日となりますので、今月は4月2日(月)が期限となります。